

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年千葉県公安委員会規則第9号）

改 正 後	改 正 前																
○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則 平成21年7月10日公安委員会規則第9号 改正 平成21年12月3日公安委員会規則第15号 平成24年3月16日公安委員会規則第2号 平成30年11月16日公安委員会規則第9号 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則 （医師の指定） 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。	○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則 平成21年7月10日公安委員会規則第9号 改正 平成21年12月3日公安委員会規則第15号 平成24年3月16日公安委員会規則第2号 平成30年11月16日公安委員会規則第9号 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則 （医師の指定） 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。																
<table><tr><th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr><tr><td>法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第11条第3号</u>に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td></tr><tr><td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第11条第3号</u>に定める病気にかかっている者</td><td>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr><tr><td>介護保険法（平成9年法律第123号）</td><td>左欄の認知症の診断について特に</td></tr></table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法（平成9年法律第123号）	左欄の認知症の診断について特に	<table><tr><th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr><tr><td>法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第8条第3号</u>に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td></tr><tr><td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第8条第3号</u>に定める病気にかかっている者</td><td>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr><tr><td>介護保険法（平成9年法律第123号）</td><td>左欄の認知症の診断について特に</td></tr></table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法（平成9年法律第123号）	左欄の認知症の診断について特に
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																
介護保険法（平成9年法律第123号）	左欄の認知症の診断について特に																
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																
介護保険法（平成9年法律第123号）	左欄の認知症の診断について特に																

号) 第 5 条の 2 第 1 項に規定する 認知症である者	専門的な知識及び技能を有すると 認められる医師	号) 第 5 条の 2 第 1 項に規定する 認知症である者	専門的な知識及び技能を有すると 認められる医師
2 医師の指定の期間は 3 年以内とし、再指定を妨げないものとする。 (告示)		2 医師の指定の期間は 3 年以内とし、再指定を妨げないものとする。 (告示)	
第 2 条 医師の指定を行ったときは、医師の氏名、勤務する病院名、病院の 所在地及び診断の対象者を告示するものとする。		第 2 条 医師の指定を行ったときは、医師の氏名、勤務する病院名、病院の 所在地及び診断の対象者を告示するものとする。	
附 則 この規則は、公布の日から施行する。		附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成21年12月 3 日公安委員会規則第15号) この規則は、平成21年12月 4 日から施行する。		附 則 (平成21年12月 3 日公安委員会規則第15号) この規則は、平成21年12月 4 日から施行する。	
附 則 (平成24年 3 月16日公安委員会規則第 2 号) この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。		附 則 (平成24年 3 月16日公安委員会規則第 2 号) この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。	
附 則 (平成30年11月16日公安委員会規則第 9 号) この規則は、公布の日から施行する。		附 則 (平成30年11月16日公安委員会規則第 9 号) この規則は、公布の日から施行する。	